

滋賀県立大学における不正經理事案の発生と懲戒処分について

1 不正經理事案について

(1) 概要

県立大学が採択を受け実施している文部科学省の補助事業『地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）』において、県立大学の教員が学生へ支払う賃金を水増しして請求し、当該賃金の一部（現時点で把握している金額は約 18 万円）を学生から環流させ、教育研究用物品の購入等の諸支払いに使用していた事実が発覚したことについて、県立大学が平成 27 年 3 月 2 日に公表した。

(2) 発覚の端緒

平成 27 年 2 月中旬、ある学生の保護者から担当教員に関する教育上の相談が県立大学にあった際、保護者から研究費の経理上の疑義を併せて指摘されたことによる。

(3) 今後の対応

文部科学省が定めている「国公私立大学を通じた大学教育改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」に基づき、直ちに県立大学に調査委員会を立ち上げ、全容解明に向けた調査を実施する。

2 懲戒処分について

(1) 概要

県立大学の教員に対して、平成 27 年 3 月 2 日付で解雇処分を行った。

(2) 処分の経緯

下記（3）に記載する懲戒理由により諭旨解雇処分に決定し、2 月 27 日までに退職願を提出するよう勧告したが応じなかつたため、3 月 2 日付で即時解雇とした。

(3) 懲戒理由

①欠勤

- ・平成 23 年 7 月 11 日から平成 23 年 9 月 29 日までの間に、正当な理由なく合計 33 日間の欠勤をした。

②職務命令違反

- ・学部長および学科長から書面または面接により業務上の指示を行ったが対応しなかつた。
- ・担当授業科目、実験等において、短時間指導したのみで、契約職員に指導を任せる等の不適切な勤務を行った等。

研究費不正調査の実施方針（案）

平成27年(2015年)3月9日
滋賀県立大学

1 調査実施方針（案）

（1）調査予定（スケジュール）

- ①当該教員の本案件を含む研究費全体について：3月中に取りまとめ
- ②大学COC事業に関する他の教員の研究費について：4月中に取りまとめ

（2）調査内容

委員会は、「国公私立大学等を通じた大学教育改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」に基づき、以下の内容について調査し、結果を取りまとめるものとする。

- ①不正の有無および不正等の具体的な内容（動機・背景、手法等）
- ②関与した者およびその関与の程度（ハラスマントの有無を含む）
- ③不正使用の額およびその使途（私的流用の有無を含む）
- ④不正等が行われた当時の管理・監査体制
- ⑤不正の発生要因の分析
- ⑥学内における教育上の指導体制について
- ⑦再発防止策

（3）具体的調査業務への対応（委員会および事務局の役割分担）

- ①委員会は、調査実施方針を定めるとともに、具体的な調査方法を事務担当に指示する。委員会は具体的な調査の結果を踏まえて、各種判断を行うとともに、進捗に応じた指示を行う。
- ②事務局は、委員会の指示を受け、書類上の精査、反面調査等を行うとともに関係者の調整を行う。
- ③ヒアリング調査に関しては、委員が行う。

（4）委員会の業務範囲（調査対象範囲）

- ①当該教員の当該案件（COC関係）研究費（2カ年）
(具体的調査内容)
 - ア) 関係書類の精査
 - イ) 教員ヒアリング
 - ウ) 学生ヒアリング
 - エ) 関係書類の精査結果または教員・学生ヒアリングにおいて、当該学生以外の学生を巻き込んだ不正経理の可能性が出た場合、上記ウ)と同様の調査を行う。
- ②当該教員のその他の研究費の調査（2カ年）
 - ①に準じて行う。
- ③その他のCOC地域課題研究に関する調査（2カ年）
 - ア) 支出書類の精査
 - イ) 担当教員ヒアリング
 - ウ) 被雇用者（学生等）に対する確認調査

④本学における教育指導上の運営体制に関する調査

- ア) 当該学部長および学科長へのヒアリング
- イ) 当該学部以外の学部長へのヒアリング

(5) 調査委員会の設置

①委員名簿

区分	委員氏名	職名等
学内委員（委員長）	廣川 能嗣	次期研究担当理事（現工学部長）
学内委員	川口 逸司	副理事長
〃	面矢 慎介	次期人間文化学部長（現人間文化学部教授）
外部委員	森野 有香	弁護士
〃	藤 崇之	公認会計士
〃	横山 俊夫	滋賀大学理事・副学長

※委員会事務局：監査室、総務グループ、財務グループ、地域連携グループ

②第1回調査委員会の開催

平成27年3月9日（月）15：30～

2 学内におけるその他の研究費不正の有無の確認調査（内部監査対応）

調査委員会は、当該案件（大学COC事業におけるその他の研究費を含む。）に関する事実の究明を行うことを主とし、当該案件以外の不正の有無については、別途内部監査として平成27年度早々に調査を実施する。

（1）全学的な不正行為等の確認調査

- ①教員に対する自己申告書（誓約書）の提出
- ②全教職員に対する書面調査
- ③学生等被雇用者に対する反面調査
- ④取引業者に対する反面調査
- ⑤全学的な教育指導上の運営体制についての調査